税理士は
あなたの暮らしのパートナー

あなたと歩む
成年後見制度

せいねんこうけんせいど

**認知症などで判断能力が十分でない方々を支援して、
共に生きる社会の実現を目指すしくみです。**

成年後見制度は、
あなたの大切な権利と財産を守ります

少子高齢化とともに家族介護が減少傾向にあり、これからは老後を自ら管理する必要に迫られています。私たち税理士は、事業を営む方の税や経営に関し、また、個人の方々の資産管理などのお手伝いをしております。その豊富な経験を活かして、あなたの貴重な財産の保全と適切な管理をいたします。

日本税理士会連合会

こんなとき あなたはどうしますか?

Q 通帳などの大切な書類や実印をどこへしまったか忘れてしまう

Aさんは最近、物忘れが激しくなり、通帳や印鑑、実印、そして保険証券・年金証書・不動産権利書や契約書など、大切な書類をしまった場所を忘れてしまいます。これら大切な書類を保管してくれる、信用のできる人はいないでしょうか?

A 他人の力を借りましょう

社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を利用することが考えられます。またAさんの今後の生活を安全・安心なものにするためには、法定後見の補助もしくは任意後見契約を締結して委任することも考えられます。

Q 訪問販売から高額な品物を訳もわからず買わされてしまった

最近、母は米を研がずに炊くなど、家事の失敗が見られます。この前も一人で留守番をしているときに悪徳セールスマンが訪れ、高額な壺を訳もわからず購入してしまいました。このような被害を防止したいのですが?

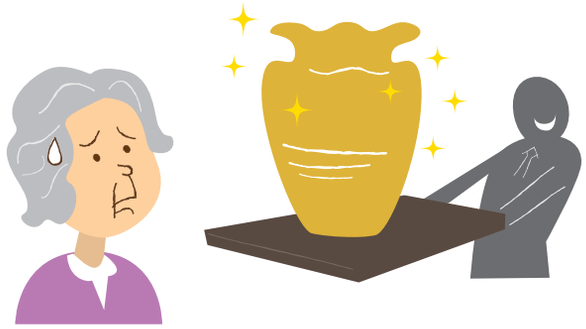

A まず医師の診断書を取ってください

判断能力の低下が認められますので、まず医師の診断書を取ってください。法定後見のうちどの類型に該当するかは医師が判断してくれます。補助類型の場合、本人の同意のもと補助人が選任されれば、このような契約を取り消すことが可能になります。

Q 認知症の母のアパートを売却して施設への入所費用に充てたいのだが

認知症の母は、最近浴室で転倒して骨折してから動けなくなってしまいました。家族の世話では日常生活は難しいので、親族は施設入所を検討しています。そのために貸しているアパートを売却して資金を調達したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか?

A 成年後見のケースに該当すると思われます

お母様の親族の方が家庭裁判所へ成年後見の開始を申し立てることをお勧めします。成年後見人が選任されれば、すべての財産的法律行為の代理ができ、お母様の生活を守るためアパートの売却が可能となります。

Q 認知症の妻の世話をしていた夫が死亡し、その相続手続きをしなければならない

Dさんは認知症であり、夫のEさんがその世話をしていましたが、そのEさんが突然亡くなってしまいました。Eさんの相続人はDさんと子供1人ですが、Dさんは相続に関して全く判断ができません。どのようにすればよいのでしょうか?

A 成年後見のケースに該当すると思われます

子どもさんをはじめとするDさんの親族の方が家庭裁判所に成年後見の開始を申し立てることをお勧めします。成年後見人が選任されれば、Dさんに代わって遺産分割協議をすることができます。

こんなとき あなたはどうしますか?

Q 歩くのが不自由で銀行に行けない

Bさんは歩行が不自由なため、銀行に行くことができません。娘さんが代わって、通帳と印鑑を預かり預金を引き出していたのですが、ある日、銀行の担当者より、本人でなければ引き出せないと言われてしまいました。どのようにすればよいのでしょうか？

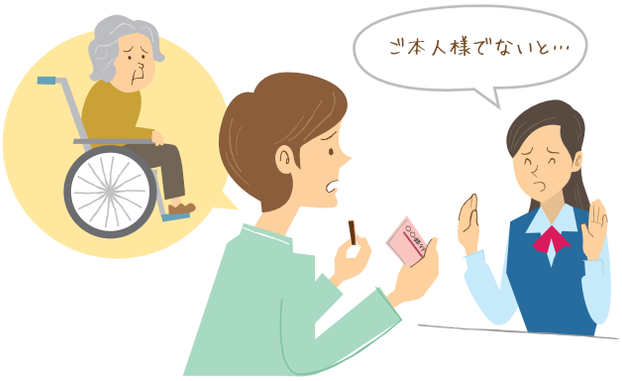

A 任意後見・財産管理契約の検討を

銀行取引などの「財産管理契約」を娘さんと結ぶことにより、預金を引き出せるようになります。また将来判断能力が低下した時に備えて「任意後見契約」も併せて検討することをお勧めします。

Q 一人暮らしが困難になり、グループホームへ入居したいが契約ができない

Cさんは最近判断能力が著しく不十分になり、一人暮らしが困難になってきました。甥のFさんといろいろな施設を見て回り、あるグループホームが気に入ったようですが、Cさん自身の判断能力が衰えており、一人ではとても入居手続きができません。どのようにすればよいでしょうか?

A 保佐のケースに該当すると思われます

Cさんの親族の方が家庭裁判所へ保佐の開始を申し立てることをお勧めします。保佐人が選任されれば、民法13条1項に規定する重要な法律行為のほか、入居手続きなども代理権付与で保佐人が契約できます。

Q 知的障害を持つ子供がいる私も高齢になり不安だ

Gさんには知的障害を持つ子供がいて、現在はGさんが面倒を見ています。しかし高齢になり自分自身にも不安を感じてきているこの頃、今後どのように息子を見守っていけばいいのか、そして自分の死後どのようにすればよいのか心配でなりません。

A 成年後見、遺言、信託などの検討を

成年後見制度の利用や、遺言そして信託による財産の管理など、いろいろな方法が考えられます。一度じっくり専門家の相談を受けてみることをお勧めします。

Q 身内もおらず一人で暮らしているが将来の財産管理が心配だ

Hさんは夫をなくして子供もおらず、現在相続したアパート経営で生計を維持しています。身内は一人もおらず、最近はアパート管理にも困難を感じており、これからの生活、そして財産をどのように管理するか、または処分すべきか悩んでいます。

A 任意後見・見守り契約の検討を

将来、判断能力が低下したときのため「任意後見契約」を、その契約が発効するまでの間は「見守り契約」を信頼できる方と契約し、将来の不安を解消することをお勧めします。

成年後見制度のしくみ

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方々を支援（身上保護）し、貴重な財産の保全と管理を行う制度のことです（財産管理）。

成年後見制度は、大きく分けると、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つがあります。

さらに**法定後見制度**は、「**後見**」「**保佐**」「**補助**」の3つの類型に分類され、判断能力の程度に応じて、またご本人の事情を把握した上で**家庭裁判所が決定します**。

法定後見制度においては、**家庭裁判所**によって選ばれた**成年後見人など**（成年後見人・保佐人・補助人）が、**ご本人の利益を考えながら**、その代理として契約などの法律行為を行い、**ご本人を支援する**制度です。

対象となる方の判断能力の状態

後　見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
保　佐	判断能力が著しく不十分な方
補　助	判断能力が不十分な方

成年後見制度のながれ（法定後見の場合）

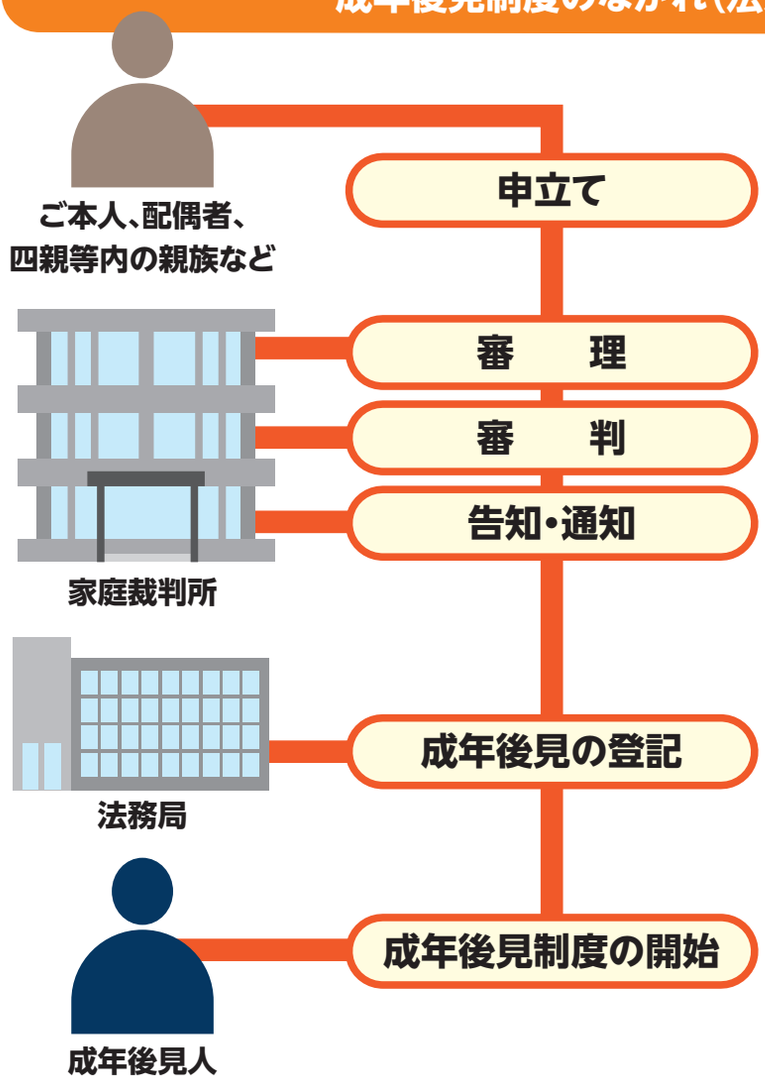

ご本人・配偶者・四親等内の親族・検察官・市区町村長などが申し立てすることができます。

税理士会は全国の家庭裁判所へ成年後見人・成年後見監督人の推薦者名簿を提出しています。

審判が確定すると家庭裁判所は後見登記を行い、成年後見人に登記完了のお知らせが届きます。

財産目録と年間収支予定表を作成して、家庭裁判所へ報告します。またご本人のすべての法律行為を本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消しをしたりします。

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の仕組み

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金とは・・・?

ご本人の財産管理面をサポートするための仕組みのことです。日常的な支払をするために必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託財産または特別な預貯金として金融機関が管理します。

この仕組みを利用することによって、後見人が管理する預貯金口座を除き、金銭は家庭裁判所が発行する指示書にもとづいて信託銀行等が管理するため、ご本人の財産を安全・確実に保護することができます。

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の仕組み（イメージ図）

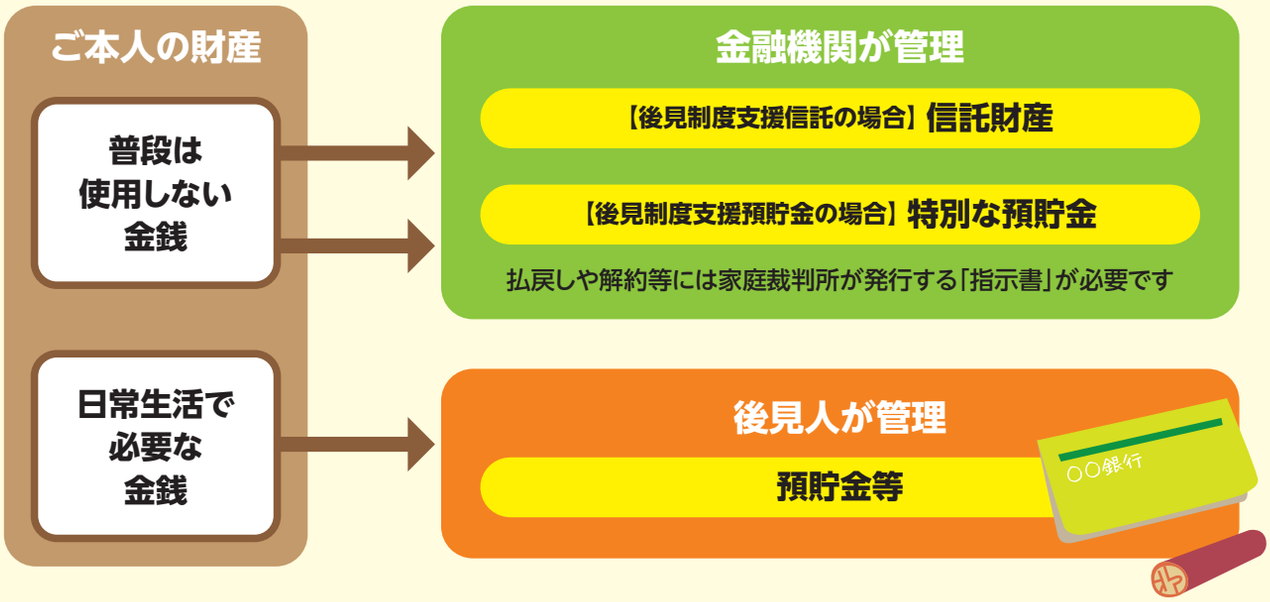

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の手続きの流れ

後見制度支援信託等の利用に適しているか検討します。

↓

信託契約・預貯金契約を締結します。

↓

必要に応じ、金融機関からの払戻し・追加信託又は追加預入れを行います。

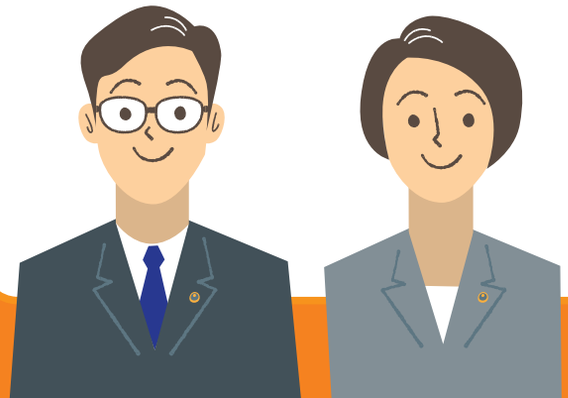

※後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金は、保佐、補助及び任意後見では利用できません。

※詳しくは最寄りの家庭裁判所・利用を検討している金融機関・税理士へご相談ください。

出典：最高裁判所パンフレット「成年後見制度-利用をお考えのあなたへ-（P11・12）」を基に作成

ご相談はお近くの税理士会または支援センターへ

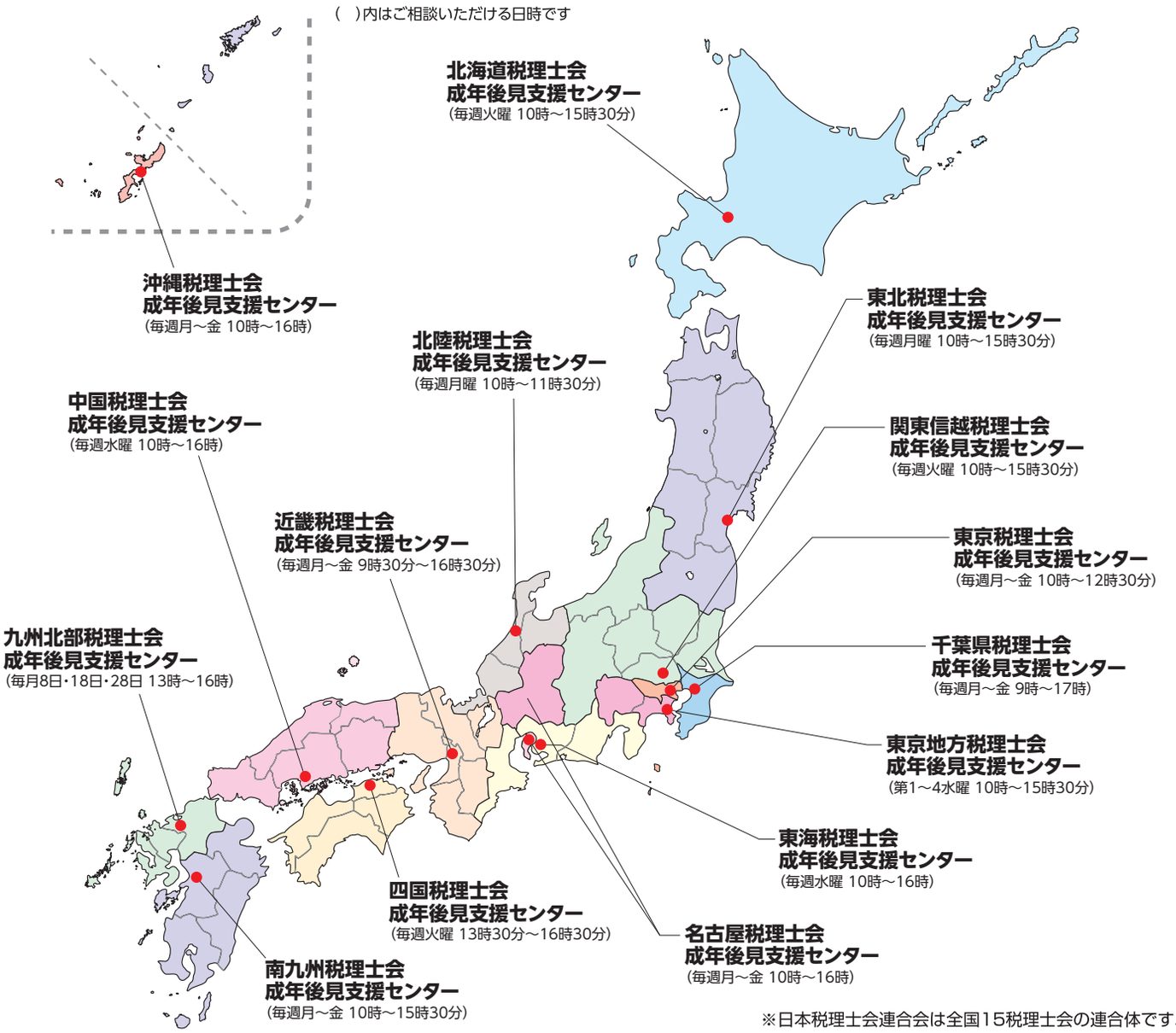

※日本税理士会連合会は全国15税理士会の連合体です。

連絡・相談窓口	連絡先
東京税理士会 成年後見支援センター	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館3F　☎03-3356-4421
東京地方税理士会 成年後見支援センター	〒220-0022 横浜市西区花咲町4-106 税理士会館3F　☎045-315-2070
千葉県税理士会 成年後見支援センター	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-16-12 ☎043-242-6323
関東信越税理士会 成年後見支援センター	〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2-7 ☎048-796-4562
近畿税理士会 成年後見支援センター	〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 ☎0120-40-7373
北海道税理士会 成年後見支援センター	〒064-8639 札幌市中央区北3条西20-2-28 ☎011-621-7738
東北税理士会 成年後見支援センター	〒984-0051 仙台市若林区新寺1-7-41 ☎050-3533-6777
名古屋税理士会 成年後見支援センター	〒464-0841 名古屋市千種区覚王山通8-14 ☎052-752-5130

連絡・相談窓口	連絡先
東海税理士会 成年後見支援センター	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22F　☎052-581-7474
北陸税理士会 成年後見支援センター	〒920-0022 石川県金沢市北安江3-4-6 ☎076-223-1841
中国税理士会 成年後見支援センター	〒730-0036 広島市中区袋町4-15 ☎082-249-6229（岡山事務局）☎086-233-1553
四国税理士会 成年後見支援センター	〒760-0017 香川県高松市番町2-7-12 ☎0120-883-110
九州北部税理士会 成年後見支援センター	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-13-21 九州北部税理士会館2F ☎092-433-2366
南九州税理士会 成年後見支援センター	〒862-0971 熊本市中央区大江5-17-5 ☎096-372-1151
沖縄税理士会 成年後見支援センター	〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター 7F　☎098-859-6225

発行 日本税理士会連合会
〒141-0032　東京都品川区大崎1丁目11番8号　日本税理士会館8F
日税連成年後見支援センター　TEL.03(5435)0927　http://www.nichizeiren-seinenkouken.org